

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を公布する。

平成27年3月31日

京都市職員共済組合  
理事長 塚本 稔

京都市職員共済組合規程施行細則第1号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「規程第14条第4項」を「規程第14条第3項」に改め、同条第2項中「規程第14条第4項又は第5項」を「規程第14条第3項又は第4項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

第14条第1項中「規程第14条第4項」を「規程第14条第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「規程第14条第5項」を「規程第14条第4項」に改める。

第15条並びに第16条第1項及び第3項中「規程第14条第6項」を「規程第14条第5項」に改める。

様式第12号中「京都市職員共済組合貸付規程第14条第4項」を「京都市職員共済組合貸付規程第14条第3項」に改める。

様式第13号中「京都市職員共済組合貸付規程第14条第5項」を「京都市職員共済組合貸付規程第14条第4項」に改める。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)